

市発注工事等からの暴力団と関係のある下請業者の排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市及び久留米市企業局が発注する建設工事及び業務委託（以下「市発注工事等」という。）における下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）、資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）から、久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年久留米市庁達第8号）第5条第1項の有資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）以外の者であって、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号。以下「指名停止等措置要綱」という。）別表その3第1号又は第3号のいずれかに該当する者（以下「暴力団関係事業者」という。）を排除すること（以下「排除措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除措置)

第2条 有資格者でない者が、福岡県警察からの通知により暴力団関係事業者であることが判明したときは、その者について排除措置を行うものとする。

- 2 前項の排除措置の期間の決定等については、指名停止等措置要綱の規定の例による。
- 3 久留米市長及び久留米市企業管理者は、前項に規定する排除措置期間中の者を、市発注工事等における下請契約等の相手方とはしないものとする。

(排除措置の決定に係る手続等)

第3条 前条による排除措置を行ったときは、当該措置に係る者の商号又は名称等を本市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

附 則（平成25年庁達第2号）

この庁達は、平成25年3月1日から施行する。